

平成31・32年度鹿児島県建設工事入札参加資格における格付区分

鹿児島県建設工事入札参加資格審査要綱（平成8年9月27日告示第1402号）第3条に規定する判定基準等のうち格付区分について、次のとおり定める。

- 総合点数（平成30年8月28日公表）を用いて、次の基準により格付を行う。
ただし、土木一式工事及び建築一式工事のA級については、特に経営状況や施工実績等総合的な施工能力を重視する必要があることから、総合点数だけでなく、土木一式工事のA級については経営事項評価点数及び完成工事高も、建築一式工事のA級については経営事項評価点数も条件とする。

格付区分	土木一式	建築一式	舗装	電気	管	造園
A	1420以上かつ 経営事項評価点数 890以上及び 完成工事高1億円 以上	1260以上かつ 経営事項評価点数 800以上	1210以上	1160以上	1090以上	970以上
Ⓑ	1320～1419	1170～1259		1070～1159	1000～1089	890～969
B	1200～1319	1100～1169	1040～1209	960～1069	940～999	889以下
Ⓒ	1090～1199	1030～1099		850～959	870～939	
C	940～1089	960～1029	1039以下	849以下	869以下	
Ⓓ	820～939	830～959				
D	819以下	829以下				

- 総合点数でB, C, Dに格付される者のうち、過去5か年度（建築一式工事、電気工事、管工事は7か年度）において2件以上の県工事の実績があり、かつ、県工事成績の平均点が82点以上の者は、それぞれⒷ, Ⓒ, Ⓓに格付する。（県内業者のみ適用）
- 昇格・降格は運用区分のマル付を含め2段階に限定する。（県内業者のみ適用）
- 新規申請者は原則として最下位の格付区分に格付する。（県内業者のみ適用）